参 照 条 文

0 労 働 者 災 害 補 償 保 険 法 $\overline{}$ 昭 和 + = 年 法 律 第 五 + 号 抄

第 三一と二 し十 `条 業は を 行こ うの こ保 と険 がの で適 き用 る事 業 に 係 る 労 働 者 及 び そ \mathcal{O} 遺 族 に 0 11 7 社 会 復 帰 促 進 等 事 業

•

略項なの業二て九) 各事安務 号業全災(次 及害略の政 びの一事府 衛防 生止 のに 確関 保す `る 保活 険 動 給に 付対 のす 適る 切援 な助 実 施健 の康 確診 保断 並に び関 にす 賃る 金施 の設 支の 払設 の置 確及 保び を運 図営 るそ たの め他 に労 必働

3 2 (前要者 に 撂 げ る 事 業 \mathcal{O} 実 施 に 関 し 7 必 要 な 基 潍 は 厚 生 労 働 省 令 で 定 8 る

0 労 働 者 災 害 補 償 保 険 法 施 行 規 則 昭 和 Ξ + 年 労 働 省 令 第 + 号

抄

第一 九

間二法 労十第 働四二 者条十 均 衡法条 待第第 遇二一 推十項 進九第 等条三 助第号 成一に 金項掲 及第げ び三る 職号事 場に業 意 掲 識げ 改る 善事 助業 成と 金し をて 支 給労 す働 る時 も間 の等 と設 す定 る改 。善 推 進 助 成 金 短 時

第一 働

`二短 そ十時 , 者す待助 る (短 短 短 推 強 時置進 間労問制の関係の関係の関係を関係している。 労内助 労働容成者が 者に金 の応は |雇じ っ。用て次 の給号 善るい る等もず にのれ 関とに すすも るる該 。当 す る 事 業 主 に 対 L て

~ よ七 前をる十その六間 号実健六の実条労 に施康号雇施 規す診ご用す短者 定る断第する時均 す事へ二る第間衡 る業労条短一労待 措主働 に 時 号 働 遇 置 で 安 _申 間 に 者 推 施こ生 のと法 第 六 + 働 条 第 11 項 う か 四対 コペウオの項すが で措 ま 置 に と 規 し か 定 て、 法 生 る医律 健 師へ 康工平 がは成断が 歯五 を 科年 除 医法 。師 律 に第

状 況 を 明 5 カン に す る 書 類 を 整 備 L 7 11 る 事 業 主 で あ る